

# 六ヶ所村新型インフルエンザ等 対策行動計画

平成27年2月策定  
令和 8年4月改定



# 目次

|  |        |
|--|--------|
| 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市町村行動計画.....       | - 1 -  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....           | - 1 -  |
| 第1節 感染症危機を取り巻く状況.....                    | - 1 -  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....            | - 2 -  |
| 第2章 六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応..... | - 4 -  |
| 第1節 六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び改定.....     | - 4 -  |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....       | - 5 -  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等..... | - 5 -  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....         | - 5 -  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....            | - 6 -  |
| 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....             | - 7 -  |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....            | - 9 -  |
| 第5節 対策推進のための役割分担.....                    | - 12 - |
| 第6節 村行動計画における対策項目等.....                  | - 15 - |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....      | - 18 - |
| 第1章 実施体制.....                            | - 18 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 18 - |
| 第2節 初動期.....                             | - 19 - |
| 第3節 対応期.....                             | - 20 - |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....            | - 21 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 21 - |
| 第2節 初動期.....                             | - 22 - |
| 第3節 対応期.....                             | - 24 - |
| 第3章 まん延防止.....                           | - 25 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 25 - |
| 第2節 初動期.....                             | - 26 - |
| 第3節 対応期.....                             | - 27 - |
| 第4章 ワクチン接種.....                          | - 28 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 28 - |
| 第2節 初動期.....                             | - 30 - |
| 第3節 対応期.....                             | - 31 - |
| 第5章 保健体制.....                            | - 32 - |
| 第1節 対応期.....                             | - 32 - |
| 第6章 物資の備蓄.....                           | - 33 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 33 - |
| 第2節 対応期.....                             | - 34 - |
| 第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保.....               | - 35 - |
| 第1節 準備期.....                             | - 35 - |

|               |        |
|---------------|--------|
| 第2節 初動期 ..... | - 36 - |
| 第3節 対応期 ..... | - 37 - |
| 用語集 .....     | - 38 - |

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市町村行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルスアプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした薬剤耐性対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
  - ・ 新型インフルエンザ
  - ・ 再興型インフルエンザ
  - ・ 新型コロナウイルス感染症
  - ・ 再興型新型コロナウイルス感染症
- ② 指定感染症
- ③ 新感染症

である。

新型インフルエンザ等  
(特措法第2条第1号)

— 新型インフルエンザ等感染症  
(感染症法第6条第7項)

— 新型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第1号)

— 再興型インフルエンザ  
(感染症法第6条第7項第2号)

— 新型コロナウイルス感染症  
(感染症法第6条第7項第3号)

— 再興型新型コロナウイルス感染症  
(感染症法第6条第7項第4号)

— 指定感染症 (感染症法第6条第8項)

⇒ 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

— 新感染症 (感染症法第6条第9項)

⇒ 病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるもの

## 第2章 六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

### 第1節 六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画の作成及び改定

平成25年6月、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を指定（地方）公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものである。

令和6年7月に行われた政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すものであり、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うこととしている。

また、青森県（以下「県」という。）においても政府行動計画が改定されたことを受け、次の感染症危機に万全な対応を行うことを目指し、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画（以下「県行動計画」という。）を令和7年4月に改定したところである。

本村では、平成21年5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験に基づき、次にくる感染症危機に全庁をあげて対策を推進するため、平成25年6月「六ヶ所村新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し体制整備を図った。また、特措法第8条に基づき、村民の健康を守り、生活への影響を最小限にとどめることを目的に、平成27年2月には六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「村行動計画」という。）を策定した。

3年におよぶ新型コロナウイルス対応では、村においても全ての村民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。感染症危機は生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、社会生活をはじめとする生活の安定にも大きな脅威となるものであり、危機管理として全体で対応する必要があると認識するものであった。そのため、村においても国の動向や県での取組状況を踏まえ、村行動計画を全面的に改定するものである。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知し、また、その発生そのものを阻止することは困難である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生した場合には、国内への侵入も避けられないものとする。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や国民の生活及び社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国の方針に合わせて、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造・供給等のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、あわせて医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 村民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、村民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
  - ・ 村民の生活及び社会経済活動の安定を確保する。
  - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務及び村民の生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえ、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。村行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

村においては、科学的知見、国や県が実施する対策も視野に入れながら、村の地理的条件、一部地域での人口集中、地域の交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、特に村内最大の従業員を有する日本原燃株式会社及び関連事業者との情報共有を行う等、対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から収束するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが村民の生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、村行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、村民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や村民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用、咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策などについても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

#### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

初動期及び対応期の有事のシナリオ

| 時期  |                          | 有事のシナリオ   |
|-----|--------------------------|---|
| 初動期 |                          | ○新型インフルエンザ等の発生により県対策本部が設置された場合、村は速やかに村対策本部を設置し、県が定める基本的対処方針に従い感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。   |
| 対応期 | 封じ込めを念頭に対応する時期           | ○村対策本部の設置後、村内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、県外、国内や諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。                                     |
|     | 病原体の性状等に応じて対応する時期        | ○感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。 |
|     | ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期    | ○ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。                                   |
|     | 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 | ○最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により、病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。                                  |

## 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県、村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、村行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （1） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理  
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。
- ② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備  
初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに村として初動対応に動き出せるよう体制整備を進める。
- ③ 関係者や村民等への普及啓発と不断の点検や改善  
感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や村民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオを通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。
- ④ 医療提供体制、検査体制、ワクチン接種体制、リスクコミュニケーション等の備え  
感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。
- ⑤ DXの推進や人材育成等  
担当課等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### （2） 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により村民の生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、村民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。村は県と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価に関する情報の収集を行う仕組みを構築する。

② 医療提供体制と村民の生活及び社会経済活動への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国と県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける村民や事業者を含め、村民の生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 村民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、村民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の村民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける村民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、村民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、村民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因と

なる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい傾向にある社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても村民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

#### (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### (5) 関係機関相互の連携協力の確保

村対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。村は、必要があると認めるときは県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### (7) 感染症危機下の災害対応

平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進めるとともに、県及び村は自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (8) 記録の作成や保存

村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

## 第5節 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2) 県及び村の役割

県及び村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、

計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)、感染症指定医療機関等で構成される青森県感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

#### 【村】

村は、村民に最も近い行政単位であり、村民に対するワクチンの接種や、村民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、外来診療、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### (6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7) 村民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第6節 村行動計画における対策項目等

### (1) 村行動計画の主な対策項目

村行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する」こと及び「村民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を村行動計画の主な対策項目とする。

#### ① 実施体制

感染症危機は村民の生命及び健康や村民の生活及び社会経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、村の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、村においては、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成を通じて対応能力を高めておく必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護し、村民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小になるようにする。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、村民等、国、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、村民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、村は、平時から、村民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、村民の生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、村は病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に

基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合は、まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### ④ ワクチン接種

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、村民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため医療機関等は、国や県の方針に基づき、迅速に接種を進めるための体制整備を連携して行う。

#### ⑤ 保健体制

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び村、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、村民の生命及び健康を保護する。地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、村民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、村民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### ⑥ 物資の備蓄

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用増加が見込まれる。感染症対策物資の不足により、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分確保されるよう、平時から備蓄等の推進や供給に向けた対策を講ずることが重要である。

村は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

新型インフルエンザ等の発生時には、医療機関に必要な個人防護具の配布を行うとともに、県に対して備蓄物資の放出を要請する。

#### ⑦ 村民の生活及び地域社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、村民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、村は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や村民等に必要な準備を行うことを推奨する。新型インフルエンザ等の発生時には、村は、村民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や村民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## (2) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

### ① 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練、人材育成に取り組む。

また、地域の医療機関においても村や国、県、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

### ② 国と県及び市町村との連携

国と県及び市町村は適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国と県及び市町村の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は県と村との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取組み、準備を行うことが重要である。

### ③ DXの推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

国は、DXの取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化を進めていくとともに、関係機関間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としている。

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修等を通じて課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関との情報交換をはじめとした連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

県、村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、県行動計画に内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

（健康課、その他関係課）

###### 1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 村は、村行動計画を作成するとともに、必要に応じて変更する。村は、村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者等の意見を聴く。（健康課）
- ② 村は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（健康課、関係課）
- ③ 村は、国や県、医療機関等が行う研修を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や行政職員等の養成に努める。（健康課、関係課）

###### 1-3. 関係機関との連携の強化

村は、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から関係機関と情報共有等をはじめとした連携体制を構築する。（健康課、関係課）

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生し、またはその疑いがある場合には、村民の生命及び健康を保護するため、事態を的確に把握し、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため村は、速やかに村対策本部等を立ち上げ、村及び関係機関の実施体制を強化し、初動期の対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 初発の感染事例が確認された場合の措置

村は、初発の感染事例を確認した場合は、速やかに情報共有を行い、対策の円滑な推進を図るために、庁内の関係課と会議を開催する。

(健康課、総務課、原子力対策課、福祉課、学務課、こども支援課)

#### 1-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合においては、村は、速やかに村対策本部を設置し、情報の集約、共有を行う。基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ対策に係る対応方針を決定する。(健康課)

② 村は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(健康課、関係課)

#### 1-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を踏まえつつ、財政措置を講ずることを検討する。(財政課、関係課)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、村及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。感染症危機の状況並びに村民の生活及び社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 1-1-1. 職員の派遣、応援

- ① 村は、新型インフルエンザ等のまん延により、大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特措法に基づく、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務課)
- ② 村は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(健康課)

#### 1-2. 財政上の措置

村は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援をひまえつつ財政措置を実施する。(財政課、関係課)

#### 1-3. 緊急事態措置の検討等

村は、緊急事態宣言がなされ、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村対策本部において緊急事態措置に関する総合調整を行う。  
(健康課)

#### 1-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

村は、県対策本部が廃止されたときは、速やかに村対策本部を廃止する。(健康課)

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、村民等、県、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、村民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、村は、平時から、村民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、村民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、感染症対策等についての普及啓発を含め、適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県、村による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、あらかじめ発生状況に応じた村民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における村民等への情報提供・共有

村は、村民に対し平時から提供される国や県による感染症に関する基本的な情報、感染対策（換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人ごみを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、各種媒体を活用し、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び村による情報が有用な情報源として、村民等による認知度、信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供を行う。（健康課、関係課）

##### 1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有

村は、村民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、村長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされていることから、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と村の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両方で合意しておく。（健康課、関係課）

##### 1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（健康課）

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、新型インフルエンザ等の特性や対策等について、村民等に、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、村民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、村民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、村民等の不安の解消等に努める。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 情報提供・共有

① 村は、国や県、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、村民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(健康課)

② 村は、利用可能な情報媒体を活用し、速やかに情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルの感染対策が社会における感染防止対策にも大きく寄与することを含めて行動変容に資する啓発をすすめるとともに、村民等が理解しやすい内容や方法の情報提供・共有を行う。(健康課)

#### 1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有

① 村は、村民にとって最も身近な行政主体として、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められた場合は、患者等に生活支援を行う。

(健康課、関係課)

② 村は、県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえ、村民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康課、関係課)

#### 1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の村民への周知、Q & Aの公表、村民向けのコールセンター等の設置等を通じて、速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(健康課)

#### 1-4. 偏見や差別等や偽、誤情報への対応

村は、県の対応方針に基づき、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に情報提供・共有する。あわせて村は、国が整理した偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を村民に周知する。(健康課)

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、村民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。具体的には、村民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、村民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、村民等の不安の解消等に努める。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 村における情報提供・共有

初動期の対応 1-1 に準ずる。

##### 1-2. 県と村の間における感染状況等の情報提供・共有

初動期の対応 1-2 に準ずる。

##### 1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

村は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康課)

##### 1-4. 偏見や差別等や偽、誤情報への対応

初動期の対応 1-4 に準ずる。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、村民の生命及び健康を保護する。

このため有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、村民等の理解促進に取り組む。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 有事のまん延防止対策強化に向けた村民や事業者の理解促進

村は、新型インフルエンザ等まん延防止には、村民一人一人の感染対策への理解が重要であることや、日頃からの実践が効果を発することを周知する。換気やマスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、専門機関等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。(健康課)

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、村内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 村内でのまん延防止対策の準備

村は、村内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(全課)

### 第3節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、村民の生命や健康を保護する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 村内でのまん延防止の措置

村は、国、県が行う期間を設定したまん延防止対策について把握し、必要に応じて連携、協力する。村は、村民、事業所、福祉施設等に対し、換気やマスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染症対策を勧奨し、必要に応じて、公の施設の使用制限や休止等の要請を行う。(関係課)

## 第4章 ワクチン接種

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、村民の生命及び健康を保護し、村民の生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速かつ円滑に接種ができるよう、平時から必要な準備を行う。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. ワクチンの接種に必要な資機材

村は、平時から接種に必要な資機材の確保方法等の確認を行う。(健康課)

##### 1-2. 接種体制

###### 1-2-1. 接種体制の構築

村は、平時から、速やかに接種体制が構築できるよう、医療機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資機材等を含めた体制の構築に必要な調整を行う。

(健康課、関係課)

###### 1-2-2. 特定接種

① 村は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員について、集団的な接種により接種を実施することから、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(健康課)

② 村は、特定接種の対象となり得る村職員について、対象者数を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康課)

###### 1-2-3. 住民接種

① 村は、県の協力を得ながら、村民及び村に居住する者(以下「村民」という)に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康課)

② 村は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本村以外での接種を可能にする取組を進める。(健康課)

③ 村は、接種希望者が速やかに接種を受けられるよう、医療機関と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康課)

##### 1-3. 情報提供・共有

###### 1-3-1. 村民への対応

村は、ワクチン接種について、被接種者やその保護者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供等、双方向的な取組を進める。(健康課)

###### 1-3-2. 村における対応

村は、ワクチン接種の実施主体として、関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び村民への情報提供等を行う。(健康課)

#### 1-4. DXの推進

村は、村が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、接種事務のデジタル化がされるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

（健康課、関係課）

## 第2節 初動期

### (1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を県から速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 接種体制

##### 1-1-1. 接種体制の構築

村は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(健康課、関係課)

##### 1-1-2. 特定接種

村は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医療機関等の協力を得て、その確保を図る。(健康課)

##### 1-1-3. 住民接種

村は、接種予定数の把握を行い、接種に必要な資機材等の確保に向けた調整を開始する。(健康課)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

確保したワクチンを流通させ、構築した接種体制において、接種を希望する村民が速やかに接種できるようにする。また、ワクチン接種後の副反応を含む症状等について、適切な情報収集を行う。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 接種体制

##### 1-1-1. 接種体制の構築

村は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### 1-1-2. 特定接種

村は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる村職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康課)

##### 1-1-3. 住民接種

- ① 村は、接種を希望する村民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康課)
- ② 村は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、村民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康課)
- ③ 村は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康課)

#### 1-2. 健康被害救済

村は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

(健康課)

#### 1-3. 情報提供・共有

村は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について村民への周知・共有を行う。さらに、地域で接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、村民が必要とする情報提供を行う。(健康課)

## 第5章 保健体制

### 第1節 対応期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、村民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 健康観察及び生活支援

村は、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、県が実施する健康観察に協力する。

村は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康課）

##### 1-2. 心身への影響に関する施策

村は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（健康課、福祉課、学務課、こども支援課）

## 第6章 物資の備蓄

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

感染症対策物資等は、有事にまん延防止等対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、村は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 村は、村行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資機材の備蓄と相互に兼ねることができる。村は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。(健康課、関係課)

- ② 村は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資機材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体、指定(地方)公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資機材を互いに融通する等、物資及び資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。(健康課、関係課)

- ③ 村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康課)

## 第2節 対応期

### (1) 目的

感染症対策物資等の不足により、村民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。県と連携し、必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 備蓄物資等の共有に関する相互協力

村は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資機材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資機材を互いに融通す等、物資及び資機材の供給に関し相互に協力する。  
（健康課、関係課）

## 第7章 村民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、村民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により村民の生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。村は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や村民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨するとともに、村民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (2) 所要の対応

##### 1-1. 情報共有体制の整備

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康課、その他全課)

##### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に速やかに網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(関係課)

##### 1-3. 物資及び資機材の備蓄

- ① 村は、村行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資機材の備蓄と相互に兼ねることができる。(原子力対策課)
- ② 村は、事業者や村民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康課)

##### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

村は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。(福祉課)

##### 1-5. 火葬体制の構築

村は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬や埋葬の適切な実施ができるよう体制を検討する。(健康課、福祉課)

## 第2節 初動期

### (1) 目的

村は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や村民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、村民の生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 遺体の火葬・安置

村は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(健康課、福祉課)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

県及び村は、準備期での対応を基に、村民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、村民の生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、村民の生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2) 所要の対応

#### 1-1. 村民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 1-1-1. 心身への影響に関する施策

保健体制の対応 1-2 に準ずる。

##### 1-1-2. 生活支援を要する者への支援

村は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（福祉課）

##### 1-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（学務課）

##### 1-1-4. 村民に対する支援

村は、各支援策のほか、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた生活や社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。（関係課）

##### 1-1-5. 埋葬・火葬の実施

村は、可能な限り火葬炉を稼働させる。死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する等、適切に対応する。（健康課、福祉課）

#### 1-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

##### 1-2-1. 事業者に対する支援

村は、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置、その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（政策推進課）

##### 1-2-2. 村民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道課）

用語集

| 用語                  | 内容  |
|---------------------|---|
| P 1<br>新型インフルエンザ等   | 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。   |
| P 1<br>新型コロナウイルス感染症 | 2019 年に発生し、世界的な大流行を引き起こした SARS-COV-2 というウイルスを病原体とする感染症。   |
| P 1<br>パンデミック       | 感染症が世界的な規模で大流行している状態。   |
| P 1<br>新興感染症        | かつては知られていなかった、この 20 年間に新しく認識された感染症。新型コロナウイルス感染症等  |
| P 1<br>ワンヘルス        | 「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」は全て一つにつながっており、これらを一体的に守っていこうという考え方及びそのための取組。   |
| P 1<br>ワンヘルスアプローチ   | 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、医学、獣医学、環境科学など様々な分野の関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。  |
| P 2<br>指定(地方)公共機関   | 災害対策基本法や国民保護法に基づき、国や地方自治体と連携して、災害や有事の際に重要な公共的役割を担うよう指定された機関・法人。都道府県内において、医療、電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人や公共的施設を管理する法人のうち、都道府県知事が指定するもの。   |
| P 2<br>まん延防止等重点措置   | 特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 |
| P 2<br>緊急事態措置       | 特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。  |

| 用語                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| P 8<br>基本的対処方針        | 新型インフルエンザ等の危機が発生した際に、政府対策本部が対策を講じる際の統一的な指針として定めるもの。   |
| P 9<br>リスクコミュニケーション   | 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。   |
| P12<br>医療措置協定         | 感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。  |
| P13<br>感染症対策物資等       | 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。 |
| P13<br>業務継続計画         | 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。  |
| P13<br>登録事業者          | 特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は村民生活及び村民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。  |
| P13<br>特定接種           | 特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに村民生活及び村民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。   |
| P15<br>双方向のコミュニケーション  | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む村民等が適切に判断・行動することができるよう、村による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。  |
| P20<br>特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの。                     |
| P21<br>リテラシー          | 膨大な情報の中から、必要な情報を適切に選び出し、活用する能力。   |
| P28<br>住民接種           | 特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。              |

| 用語                    | 内容                          |
|-----------------------|-----------------------------|
| P32<br>パルスオキシメ<br>ーター | 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。 |